

学位論文審査の要旨

学位申請者	有富 由紀子 人文科学研究科修士課程史学専攻 1988年3月修了		論文題目	日本古代の地方社会と宗教
審査委員	主 査:	古瀬奈津子 教授	インター ネット 公表	学位論文の全文公表の可否 : 否
	副 査:	松岡 智之 准教授		「否」の場合の理由
	副 査:	大藪 海 助教		<input type="checkbox"/> ア. 当該論文に立体形状による表現を含む
	審査委員:	伊藤美重子 教授		<input type="checkbox"/> イ. 著作権や個人情報に係る制約がある
	審査委員:	戸川 貴行 准教授		<input checked="" type="checkbox"/> ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている
学位名称	博士 (人文科学) (Ph. D. in Japanese History)			<input checked="" type="checkbox"/> エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている
学力の確認	学力確認のための試験は、経歴及び業績の審査をもって代えた。			<input type="checkbox"/> オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている
				※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について

学位論文審査・内容の要旨

本論文は、日本古代の7世紀後半から8世紀半ばを対象として、律令国家成立期の地方社会における寺院のあり方および神祇祭祀と寺院、為政者の思想と寺院といった宗教の実態に迫ったものである。

第一部では、まず、7世紀半ばから地方寺院が急増することの背景として、寺院建立主体である地方豪族に仏教と接触する機会があったこと、天武14年(685)の詔による中央政権の仏教普及政策があったことを、文献史料とともに考古学の発掘調査の成果や金石文などを取り入れて考察した。また、寺院分布のあり方から、寺院が交通の要衝にあること、中央政権との関係に影響を受けて建立されたことを指摘した。つぎに、9世紀初めに成立した仏教説話集である『日本霊異記』に見える寺とそれに比定されている寺院遺跡などにより、寺には仏殿、塔、僧の存在が必要であったこと、特に塔が重要視されていたことなどを指摘した。さらに「寺の内」の機能について、聖域として俗人にも開かれた場所であったが、仏教思想に基づく空間であって、寺の外が従来からの神祇祭祀や仏教・道教・一般信仰などによる混沌とした精神世界であるのに対して、仏教行事が行われ、新しく魅力的な仏教を体験できる場として人々は尊重していたことを指摘した。

また、付論においては、地方の有力神社とその奉斎氏族を中心に公郡より先に畿外に置かれた神郡は、中央政権が在地神を中心とした共同体イデオロギーを利用して、化外の地を掌握するための拠点として設置したものであるとした。

第二部では、天武朝とともに仏教興隆期であり、地方に国分寺・国分尼寺が建立される聖武朝について、聖武天皇の仏教思想にも注目して考察した。まず、聖武天皇の仏教思想に影響を与えたとされる中国の仏教関係の詩文を書写した『雑集』の介線外行頭の付点について、行の一字目と前行の最後の文字との間に本来は空白が必要であるのにない場合に付点がなされていること、『雑集』の書写には書式規定があり、それに反した箇所には聖武天皇自身が付点を施したと考えられ、聖武天皇の『雑集』書写に対する厳しい姿勢を窺うことができる。つぎに、『雑集』巻末の三言四句について、敦煌文書スタイン2165号文書などに同様の文句が引用されていることから、天台宗第二祖慧思の坐禅銘で、法華経の安楽行品が詠み込まれていることを明らかにし、聖武天皇は安楽行に救いを求め、長大な『雑集』の書写も「行」であったとした。最後に、国分寺・国分尼寺の機能について、その寺号および根本経典から検討し、金光明四天王護国之寺(国分寺)には除災・護国が期待され、法華滅罪之寺(国分尼寺)には迷いの世界からの解脱を求めたとし、国分寺・国分尼寺は僧尼の教化と僧尼の規範であることが期待された僧尼の養成機関としての役割があったとした。

審査委員会は、令和2年1月6日、2月6日、2月18日の3回行われた。審査委員からは従来考古学で行われてきた日本の初期仏教寺院の研究を、文献史料だけではなく考古学の発掘成果を含めて専門的に行ったことが高く評価される一方で、古代地方寺院の研究史を独自にまとめて問題設定を行う必要があること、その後の諸研究との関係について触れた方がよいことなどが指摘された。申請者はこれらの指摘に対して真摯に修正を行い、2月18日の公開発表会では論文の概要を詳細に説明し、質問に対して的確に回答を行った。よって、審査委員会は、本論文を、博士(人文科学)、Ph.D.in Japanese History を授与するに相当するものと認めた。